

議 長 日程第4「議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税の減額に係る所得の基準及び長期譲渡所得に係る課税の特例について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税の軽減に係る所得の基準等について見直しをするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、参考資料の1、新旧対照表で説明させていただきます。現行の第20条1号、下線のところ、33万円を改正案では43万円に、括弧の納税者並びにというところの括弧内につきましては、現行と軽減の制度が変わらないようにするただし書きでございます。後ほど参考資料の2で説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、第2号につきましても、33万円を43万円に、括弧以下につきましては同様でございます。

3ページの第3号、33万円を同じく43万円に。こちらの括弧書きにつきましてはの御説明を、一番最後についております参考資料の2で説明させていただきたいと思います。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除、公的年金等控除の10万円引下げ、基礎控除の10万円引上げが行われました。これにつきましては、給与所得等の控除が10万円引き下げられたことによって、実質上、所得が10万円上がってしまうということで、それを基礎控除も10万円増やして、元どおりの課税にするという内容なんですけども、国保の場合には世帯で33万円という基準額がありまして、それが世帯が2人以上

いる場合に変わってくるものを、下の表にしてあります。第1号が7割軽減の基準額になるんですけれども、基礎控除33万円を43万円にした場合、1人世帯の場合には10万円の差なので変わらないんですけども、給与所得等、こちらの給与所得等というのは、給与所得の方と公的年金の方なんですけども、この方が2人以上いる場合に、10万円ずつ減ってしまいますので、それを補って、元のと通りの軽減基準にするために、給与所得等の数から1引きまして、それに10万円を加算するというものでございます。1人世帯の場合には33万円が43万円になって変わらないんですけれども、2人の場合は所得だけが10万円増えてしまいますので、変わらないように軽減するというので、給与所得者の数から1を引いて、それに10万円掛けたものを基礎控除額とするものでございます。

下が5割軽減の第2号。その一番最後ですね、2割軽減の第3号ということで、同様に2人以上の世帯の場合の軽減についての基準を定めてございます。

参考資料1の3ページにお戻りください。下段の第4項のところですけども、下線部、総所得金額の後ろにですね、改正案では、及び山林所得金額ということで、税法上の改正により山林金額を付け加えさせていただくものでございます。

1ページおめくりいただきまして、4ページ、上段のところですけども、右側現行では「とする。」のところに、後ろに加えるということで、改正案では、「とする。）及び山林所得金額」と「110万円」とあるのは「125万円」とする。その後、第6項、現行の真ん中ですけども、第35条の2第1項の後ろ、空欄になっておりますが、こちらに、「第35条の3第1項」を加えます。

また、5ページの第7項でございますが、同様に第35条の2第1項の後ろに、「第35条の3第1項」と加えさせていただきます。これにつきましては、長期譲渡所得に係る課税にですね、新たに低未利用地等、こちら低未利用地というのは、都市計画区域内の空き地、空き家、空き店舗を指しますけれども、それを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたものによるものでございます。

改正条文の2ページを御覧ください。附則、施行期日。1、この条例は、公

布の日から施行する。適用区分。２、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第４号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。